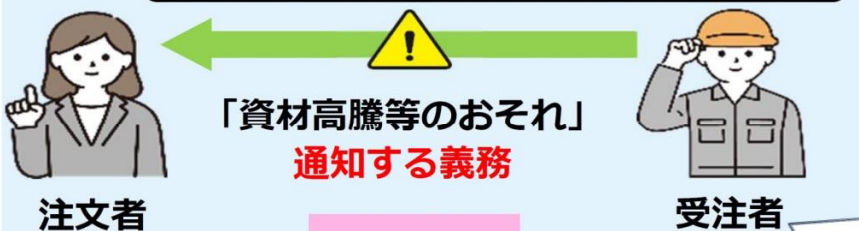


- 建設業法が改正され、価格転嫁及び工期変更の協議に関する受発注者間のルールが定められました。
- 受注者から協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き、誠実に協議に応じる努力義務があります。

【契約前】

契約書（イメージ）
 第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- ・ 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



請負代金等の「**変更方法**」を契約書の法定記載事項に「**契約変更を認めない**」契約も、契約書の法定記載事項として認められない

おそれ情報の通知（受注者）

契約前に、**資材高騰等のリスク**を注文者・受注者の**双方**が共有
 ⇒ 契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、

- ・ **主要な資機材の供給の不足／遅延**又は**資機材の価格の高騰**
- ・ 特定の工種における**労務の供給の不足**又は**価格の高騰**

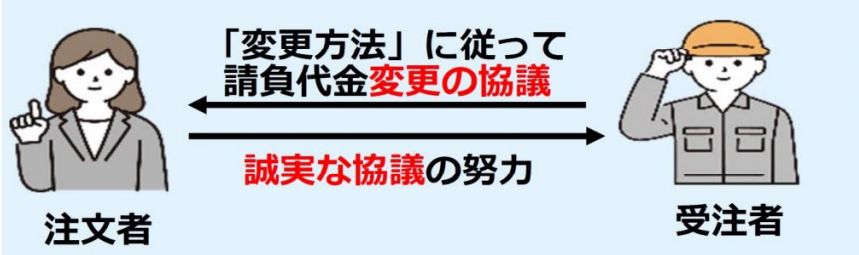
※ 契約時に未発生の自然的事象に起因する事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】

- ・ 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※ 国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

- ・ **書面**又は**メール等の電磁的方法**により、**見積書交付等のタイミング**で通知



誠実協議（注文者）

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、変更可否について説明する必要

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- ・ 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- ・ 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- ・ 受注者の主張を一方向的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**

なお、事前通知がなかったことのみでは、協議を拒む理由にはならない
 ⇒ 契約上の「**変更方法**」に基づき適切に協議

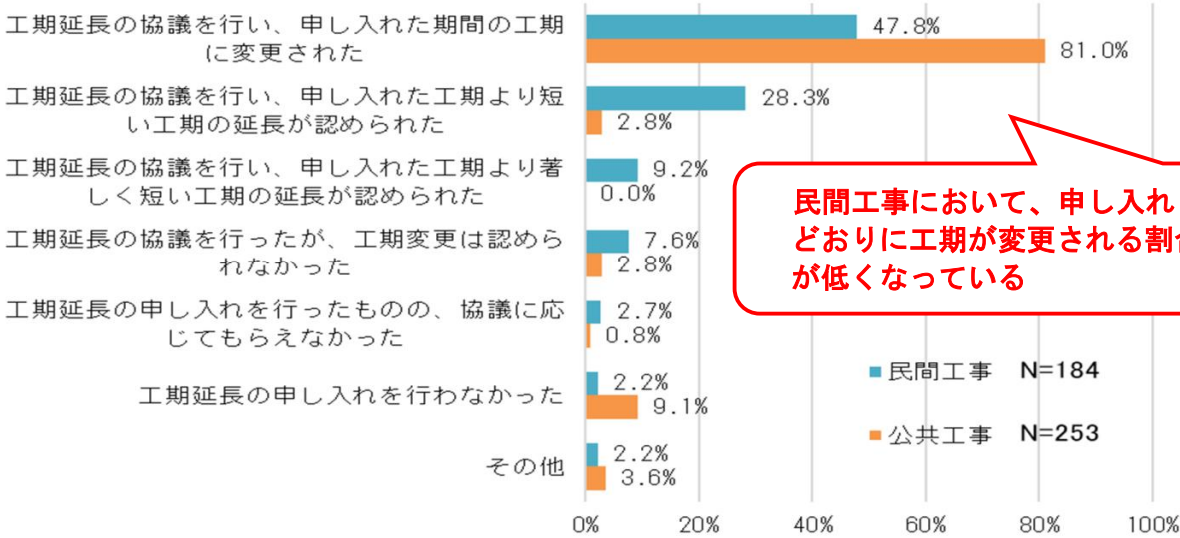
県内建設業の工事における工期変更・価格転嫁等の状況

■調査実施機関：新潟県土木部監理課
 ■調査対象：県内建設企業 1,000 社
 ■調査期間：R6. 11. 6～R6. 11. 29
 ■回答数：565 社（回答率 56.5%）

1 工期の変更協議の状況

確認申請の遅れ、追加工事、設計変更等により工程遅延が発生し、当初の工期では施工できない場合について、「工期延長協議を行い、申し入れた期間の工期に変更された」とする割合は、民間工事で 47.8%、公共工事で 81.0%となっている。

工期の変更協議の状況

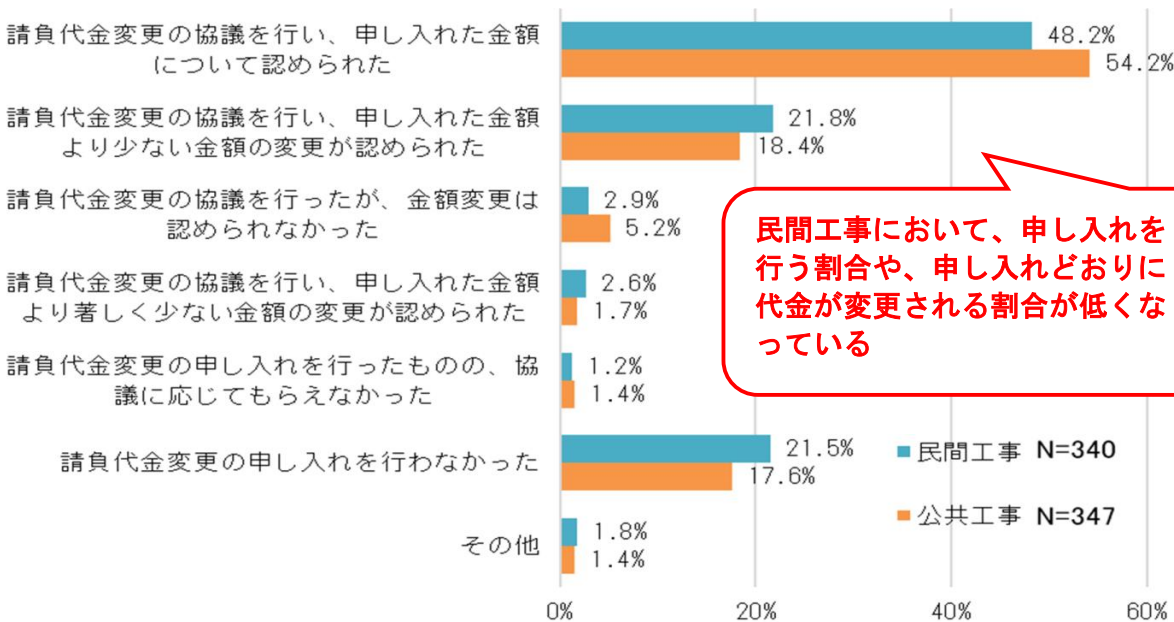


民間工事において、申し入れどおりに工期が変更される割合が低くなっている

2 価格転嫁の状況

資材等の価格高騰があった場合について、「請負代金変更協議を行い、申し入れた金額について認められた」とする割合は、民間工事で 48.2%、公共工事で 54.2%となっている。

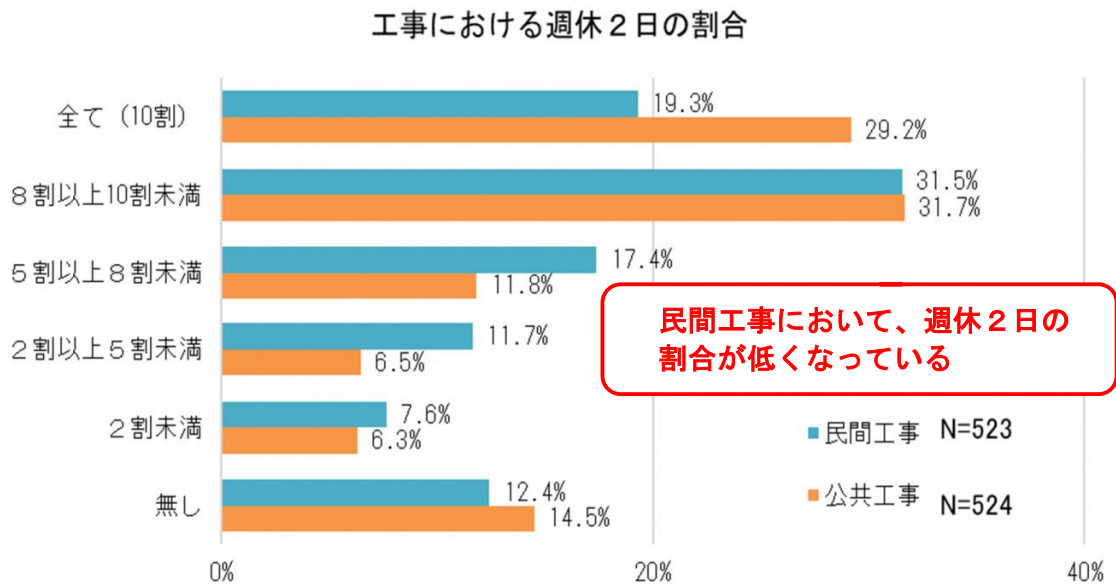
工事における価格転嫁の状況



民間工事において、申し入れを行う割合や、申し入れどおりに代金に変更される割合が低くなっている

3 工事における週休2日の取得割合

工事における週休2日の取得割合について、「全て（10割）」と回答した割合は、民間工事で19.3%、公共工事で29.2%となっている。



※公共工事は「週休2日工事」の受注割合